看家広報
●人々の暮らしと人生を応援!
はなえみ
2023
7月号
隔月刊
NO.151
公益社団法人 日本看護家政紹介事業協会

Special Report
新型コロナウイルス感染症対策のなか恙なく
令和5年度定時社員総会を開催

◆開催にあたっての会長挨拶
公益社団法人日本看護家政紹介事業協会 戸苅利和会長 ….2
◆令和５年度 厚生労働大臣表彰　日本看護家政紹介事業協会会長表彰　授与式 ….6・7
厚生労働大臣表彰／
看護家政紹介事業功労者表彰／看護家政紹介事業求職者表彰
●INFORMATION ….8・9
新たな賠償責任補償制度のご案内
●褒章受章者からの喜びの声 ……10

花知識◆シャクヤク(芍薬)

●美人を表現する「立てば芍薬　座れば牡丹
歩く姿は百合の花」という都々逸があります。
このことばは、江戸時代に美しい容姿だけではなく
美しい所作や振る舞いを表すことばとして
使われるようになりました。芍薬と牡丹は同じボタン科なので
花の形は似ていますが、芍薬は草で牡丹は木。
芍薬は、すらりと伸びた茎の先端で香りの良い美しい花を
咲かせます。日本には古く中国から渡来し、薬用、
観賞用として、栽培されてきました。
近代に入り西洋にも紹介され、19世紀には特にフランスで品種改良がなされ
豪華な千重咲き大輪の品種群が生まれました。
フランスでは、爽やかな香りのするワインを、「芍薬のような香り」とたとえます。
明治以降の日本でも新品種がつくられ、20世紀後半にはアメリカでの
品種改良が進み新しい花色の品種が生まれています。
●花ことば:「慎ましさ」「謙虚」「はにかみ」(ピンク)「はじらい」(白)
●植物分類:ユキノシタ目ボタン科　多年草
●原産地:中国　モンゴル　アジア大陸北東部

Special Report

新型コロナウイルス感染症対策のなか恙なく
令和5年度定時社員総会を開催

▲記念撮影　左は厚生労働大臣表彰　右は会長表彰

●6月15日、東京都台東区の浅草ビューホテルにおいて、令和５年度定時社員総会が行われました。今年の社員総会は、新型コロナウイルス感染症が５類に引き下げられたものの感染者数が増加傾向にあることなどから、昨年度に引き続き、来場をなるべく控えていただき、委任状、議決権行使書の提出をお願いいたしましたところ、多くの会員の皆様のご協力のもと、恙なく終了することができました。●社員総会では、戸苅会長の挨拶に続き、第１号議案の事業報告、第２号議案の決算報告について審議が行われ、いずれの議案も大多数の賛成をもって原案のとおり承認されました。報告事項は、右欄のとおり行われました。●総会に続き、厚生労働大臣表彰および会長表彰の授与式が行われました。

令和５年度　定時社員総会会議案

第1号議案：令和４年度 事業報告に関する件
第2号議案：令和４年度 決算報告に関する件
監査報告
【報告事項】
(1) 令和５年度 事業計画に関する件
(2) 令和５年度 収支予算に関する件
(3) 各種委員会の活動報告について

◆

厚生労働大臣表彰授与式
公益社団法人日本看護家政紹介事業協会
会長表彰授与式

◆ 開催にあたっての会長挨拶

家政サービスの社会的役割が高まるなか、家政婦(夫)の賃金アップ、能力技術の向上、安全な就労を推進してまいります。

公益社団法人
日本看護家政紹介事業協会　戸苅利和会長

会員の皆様には、日頃より協会の運営、事業の実施に多大なご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本日の社員総会につきましては、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、会員の皆様のご来場はなるべくお控えいただき、委任状または議決権行使書のご提出をいただくようお願い申し上げたところ、ご多忙のなか、多数の会員の皆様にご理解、ご協力を賜り、有り難うございました。

新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和されるなか新規感染者数はなお増加傾向にあることから、感染状況を注視し自らの判断で感染防止のために適切な行動をとることが重要となっています。会員紹介所におかれては、感染防止に様々な工夫、対策を講じるなど大変なご苦労を払いながら看家紹介事業に取り組んでおられます。このような状況の下で、会員紹介所の安定的な事業運営、求職者の皆様の就労機会の確保のために、協会をあげて全力で取り組んでまいりますので、引き続きご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

開会に当たりまして、協会の主な活動状況についてお話し申し上げます。

家政士検定試験の合格者は87名で781名の家政士が誕生！

家政士検定制度につきましては、昨年11月19日に全国7会場で一斉に実施いたしました。受験者数は103名と、前年度の91名から12名増加いたしました。主婦や病院、施設の介護職員の方など家政婦（夫）以外の人達の受験は13名で、このなかには、家政学部の大学生2名がおり、受験料の学生割引を適用しました。また、家事代行サービス事業の社員の方3名が受験されました。今回も、新型コロナウイルスの感染防止のため、試験機材、ドアノブ等の殺菌、消毒はもとより、学科試験では前後左右の間隔を広く空けたり、実技試験では受験者にポリエチレンの手袋をはめていただくなど、皆様に大変なご苦労をいただきました。

試験結果は、合格者が87名、合格率は84.5%と前年の87.9%に次ぐ、これまでで2番目に高い水準となりました。合格者のうち会員が61名、非会員の家政婦(夫)が14名で、これら75名に家政士の資格を授与しました。これまで706名に授与してきましたので、合計781名の家政士が誕生したことになります。

本年度は、11月18日に全国一斉に検定試験を行います。試験内容の充実とより効果的な周知広報に取り組んでまいりますので、多くのブロック、支部で積極的に実施いただくとともに、ぜひ多数の皆様が受験されますよう会員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

未受験の家政婦(夫)さんはもとより学生・一般の方々の受験推進を！

家政士検定試験については、まだ受験されていない家政婦（夫）さんに検定試験を受ける意義やメリットをどう理解してもらうかということが重要な課題となっています。あわせて、家事サービス業界あるいは介護サービス業務に就労している人や主婦、学生などをターゲットに受験の働きか

けをしていくことが必要です。また、介護保険指定事業所を営んでいる紹介所長の皆様には、そこで働く職員の人たちに対して、家政士検定の受験勉強をすることが介護の仕事をする上で大いに役立つものであることを理解してもらい積極的に受験いただくよう説得をぜひお願いいたします。

次に、決算等について申し上げます。令和4年度の決算につきましては、2241万円の当期損失となりました。前年の令和3年度は、厚生労働省からの委託事業収入2227万円がありましたが、これがなくなったため、電気料金をはじめ諸物価が高騰するなか発送費、会議費やブロック事業運営費などの経費の節減に努めたものの前年度に比べ952万円赤字額が増加しました。委託費のなかった令和2年度は赤字が2250万円でしたので、これを僅かではありますが下回りました。

厚生労働省より2件の委託事業を受託

本年度は、厚生労働省より2件の委託事業、合わせて3134万円を受託することができました。一つは、「民間人材サービス活用検討事業」で、①家政婦（夫）に対する研修カリキュラムおよび教材テキストの制作、②家政婦（夫）サービスの利用度向上と人材確保のためのリーフレットの作成、配付の事業です。もう一つは、「地域における業界団体を活用した技能者育成支援策の検討事業」で、業界団体などが行っている技能の評価や人材育成方策について調査し事例集を作成する事業です。これらの事業は、一昨年の秋以降自由民主党および政府において家政士等の活用促進に取り組むとの政策方針が打ち出されたことを受けて、当協会として自由民主党および厚生労働省に対し予算化の要請活動を行った成果でもあります。看家紹介事業の発展と求職者の確保に役立てるべく積極的に取り組むこととしておりますので、会員の皆様のご協力をお願いいたします。

複業会員の会費値上げについては減免措置を1年延長

また、本年度の予算に関連して申し上げますと、労働者派遣事業、指定介護支援事業など複数の事業を営んでいる会員については令和4年4月より会費を月額5,000円から7,000円に引き上げるとされておりましたところ、新型コロナウイルスの感染急拡大による厳しい事業環境を踏まえて本年3月までの間、減免して月額5，000円に据え置いているところですが、今なおこのような厳しい状況が収まらないことから本年度も1年間に限り同様の減免措置を講じることといたしました。協会としては経費の節減をさらに徹底することとしておりますが、各委員会の委員、ブロック協議会・支部の役員をはじめ会員の皆様にも経費の節約、効率的な事業の執行にご協力をよろしくお願いいたします。

これと合わせて、企業・団体会員の加入を促進し、協会事業への資金面、活動面の支援やセミナー、研修、各種イベントへの参加などを得て事業の充実、強化につなげて行くことが重要です。会員の皆様には、お取引や交友関係のある企業、団体あるいは個人の方々に積極的に加入の働きかけをしていただきますようお願い申し上げます。

厚生労働省の協力のもと求職者の賃金引上げを推進

3点目は、家政婦（夫）の求人賃金引上げの要請活動についてです。社会経済活動がコロナ禍前の状況に戻りつつあるなかで人手の獲得競争が激しくなっています。これに諸物価の高騰が加わり、家政婦（夫）の確保、定着が極めて難しくなっています。

こうしたなか、岸田総理は物価上昇を超える賃上げの実現を政策の柱の一つに掲げ、厚生労働省は都道府県労働局、監督署により企業に賃上げの働きかけを行っています。協会としては、このような動きを好機として捉え、家政婦（夫）の人材確保と生活の安定を図るべく、求人者の皆様に賃金の引上げをお願いすることとしています。具体的には、会員紹介所に協会会長名による求人者宛のお願い文書と厚生労働省作成の賃上げ要請リーフレットをお送りし、各紹介所においてこれらの文書を活用しながら求人者に賃金引上げについての理解と協力をお願いするといった要請活動に、協会、会員紹介所が一体となって取り組んでおります。これまで少なからぬ会員紹介所より、ご利用者のご理解、ご協力を得て家政婦（夫）の賃金を引き上げることができたとの連絡をいただいているところです。賃金の引上げはわが国の社会、経済の活力強化に向けた重要なテーマとなっているところですので、会員の皆様には引き続き積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。

4点目は、職業紹介責任者講習についてです。家政婦（夫）への労働基準法等の法令適用の特殊性や紹介先が個人家庭であることによる就労の実情に沿った、看家紹介事業の運営に真に役立つ講習を、協会主催により平成30年3月から実施してきましたが、職業紹介責任者の講習受講要件の5年が経過することから、本年2月22日に東京、28日に大阪において開催しました。令和5年度は、5年前に、仙台市、さいたま市、東京都、名古屋市において行った協会主催の講習を受講した方をはじめ広く受講希望者を募集して、全国各地で開催したいと考えていますので、多くのブロック、支部で実施の検討をいただくようお願いいたします。

5点目は、交流サイト（SNS）を活用した情報発信についてです。近年におけるスマホ、タブレットなどの電子通信機器の利用拡大状況に対応して、若い年齢層をターゲットに求人の開拓、求職登録者の確保を図るとともに、家政婦（夫）さんに家事サービスのノウハウやコツを情報提供するため、令和4年7月にユーチューブとツイッターに協会公式チャンネルを開設し、風呂やトイレの掃除方法の動画、家政婦へのインタビュー動画等を公開してきております。視聴回数はこれまでに5，000回を超えるにいたっています。

本年度は、「食」や「衣」をテーマに家事サービスのコツや家政士検定試験合格者のインタビューなど役に立つ情報の提供に取り組んでまいりますので、研修教材として活用するほか、家政婦（夫）をはじめ多くの方々に視聴いただくよう働きかけをお願いいたします。

ケア・ワーカー賠償責任補償の受け皿となり当協会が補償を一本化

次に、当面する課題についてお話しします。

一つは、特別会員向けの新しい賠償責任補

償制度についてです。公益財団法人介護労働安定センターでは、同センターの事業のあり方を検討するなかでケア・ワーカー賠償責任補償事業を廃止する方向となったことから、当協会がその受け皿となり、当協会の特別会員の家政婦（夫）を対象とする制度を設けるべく、介護労働安定センターおよび保険会社と調整を進めてきました。

制度の内容は、次のとおりです。

①本年9月から「家政婦（夫）賠償責任補償制度」として、当協会の特別会員を対象に立ち上げること。②補償の内容は、現行制度と同一内容とすること。③保険料は、現行の月250円から10円引下げて月240円とすること。④加入手続きおよび保険料の振込は、紹介所を通じて行うこと。

これに際して、介護労働安定センターとしては、廃止により現在の加入者に不利益や負担増が生じることがないようにすることが絶対条件であるということで、このため、昨年9月から本年3月までの期間に被保険者であった家政婦（夫）については、特別会員に「なる」「ならない」の如何に関わらず当協会の補償制度に加入できる特例措置を設けることといたしました。会員の皆様のなかには、割り切れない思いを抱かれる方も少なくないと思いますが、現行制度の実情は当協会を通さずに直接介護労働安定センターに手続して加入している家政婦（夫）が非会員紹介所の登録家政婦（夫）を含めてほぼ半数を占めており、しかも年々この割合が高まっていることから、現行の制度が今後も継続しますと特別会員以外の加入者の割合が年を追うごとに増えていき、その分当協会の特別会員数が減少することは避けられません。今回当協会の制度にすることにより今後は新規の加入者は全員当協会の特別会員となりますので、将来を見据え、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

なお、介護労働安定センターでは、ケア・ワーカー傷害補償事業についても廃止することとしており、当協会としては来年4月を目途に当協会の制度に移行する方向で同センターと調整を進めています。年内には、詳細を詰めたうえ会員の皆様にお知らせできると考えています。

家政婦（夫）の雇用主は、利用者の個人家庭という就労形態に留意した運営を！

最後に、厚生労働省による家事使用人に関する実態調査についてです。会員紹介所の家政婦の死亡に対する国の過労死不認定事案をめぐる昨年9月の東京地方裁判所による判決が新聞等で報道されたことを契機に、労働基準局労働条件政策課により、労働基準法適用除外とされている個人家庭で就労する家政婦（夫）の労働実態について家政婦（夫）へのアンケート調査が本年1月から3月にかけて行われたところです。現在同課において集計、分析中と聞いていますが、早ければ7月にも何らかの対応策がまとめられるものと考えています。

協会としては、家政婦（夫）の働く環境がよりよくなるよう、厚生労働省と連絡、協力しながら取り組んでいくこととしていますが、当面重要なことは、従来から申し上げているように、家政婦（夫）の雇用主は利用者である個人家庭ですので紹介所は業務に関する具体的な指示はしないようにし、通常の労働者との違いが明確でない就労の仕方にならないよう十分留意することが必要です。また平成30年4月から家事支援業務全般に対象が拡大された「労災保険の特別加入」を、積極的に進めることも重要であると考えています。

（写真／渡邉英昭）

◆ 令和5年度 優良民営職業紹介事業功労者　厚生労働大臣表彰　授与式

厚生労働大臣表彰 2名が受賞されました。

「厚生労働大臣表彰」は、「民営職業紹介事業の運営を、積極的かつ適正に行って顕著な功績をあげ、業界の模範として推奨すべき民営職業紹介事業の功労者」の方 2名に、授与されました。

表彰状の授与は、厚生労働省　職業安定局　需給調整事業課長の篠崎拓哉（しのざき たくや）氏によって行われました。

受賞の喜びの声

中村看護婦家政婦紹介所
神奈川県
中村 高峰さん

私は、助産師や保健師の資格も持ち、昔の陸軍の看護学校の教官をしていた実母が昭和28年に設立した会社を引き継ぎました。亡くなった母も、労働大臣表彰を受賞していましたので、今回の受賞をきっと天国からことのほか喜んでくれていることと思います。夫や娘も大変喜んでくれ、今回の受賞会場にも付き添ってきてくれました。

私は、今までいつも求人する方・求職する方それぞれのご希望に沿うようマッチングを考え、ふさわしい方をご紹介していくのをモットーにして、仕事を続けて参りました。ご紹介したお客様から感謝のことばをいただくたびに、良い仕事に巡り会えたことを、感謝し喜んでいます。

これからの時代は、紹介所にとって厳しい時代になるかもしれません。高齢者が増える時代になっていますが、求人する方々にこの仕事を理解していただき、いかに上手に活用していっていただくか、また求職者の方々にこの仕事の魅力を伝え、応募を増やして有能な人に育てていけるか、賃金アップと共に考えていく必要があります。協会で作成いただいた教育用のビデオは、育成に役立てています。人の生活や人生を幸せにしていくこの仕事に誇りを持ちこれからも精進して参ります。

受賞の喜びの声

(有)笹島看護師家政婦紹介所
神奈川県
笹島 美子さん

この事業は、先代の笹島とめ様が昭和28年に開業され、私は、先代の養子であった夫との結婚と同時期に、先代が他界されたため、あとを継ぐことになりました。私は当時、看護師を5年勤め26歳で、看護学院の教員をしていましたが、責任ある仕事を引き継ぐことは決して簡単なことではありませんでした。年長の家政婦さんたちの協力をいただき、学びながら懸命に役割を果たして参りました。こうした今までの歩みを知っていただき、厚生労働大臣表彰をいただいたことに感動と感謝でいっぱいです。今までの努力が報われた思いです。ありがとうございました。

介護保険制度が始まった時には、付添い看護婦・家政婦の仕事がなくなり、在宅訪問の介護に移行するために多大な努力や考え方の切り替えが必要でした。昨今は一人暮らしの高齢者の方が増えるとともに、老夫婦同士の介護や、90歳代の親を60歳代の息子が看るというような老々介護がますます増えてきています。

私たちの仕事に対する社会の期待はますます高まってきていると感じています。これからも先代に残していただいたこの事業・信用を大切に守り、人の育成に力を入れ、時代・社会・地域のお役に立っていきたいと願っています。

◆ 令和5年度 公益社団法人 日本看護家政紹介事業協会会長表彰　授与式

功労者表彰3名、求職者表彰16名が受賞されました。

「看家紹介事業の運営を積極的かつ適正に行って顕著な功績をあげ業界の模範となると認められる紹介事業者、紹介責任者」の3名の方に功労者表彰が授与されました。また、「永年にわたり求職者として登録し、意欲と情熱をもって日々の職務に取り組み、顕著な実績をあげ、他の模範になると認められる方」16名に対して求職者表彰が授与されました。

■会長表彰（求職者表彰）　16名

お名前	紹介所名	支部
佐々木 ヨシヱ	㈱北海サービス	北海道
髙坂　要子	㈱北海サービス	北海道
齊藤　共子	内山家政婦看護師紹介所	千葉県
濱田　尚子	内山家政婦看護師紹介所	千葉県
徳武　富恵	㈱ケアワーク弥生	東京都
古瀬　睦子	㈱日本介護センター 職業紹介室	東京都
宮瀬　五月	㈱トーリツ	東京都
島田　順子	㈱トーリツ	東京都
菊地　久美子	㈱やさしい手	東京都
菊川　美代子	㈱やさしい手	東京都
有田　玉枝	㈲加島看護婦家政婦紹介所	東京都
出原　昭子	㈲経堂ケアサービス家政婦紹介所	東京都
猪井　三鈴	長岡看護師家政婦紹介所	新潟県
伊藤　昌子	西神看護師家政婦紹介所	兵庫県
立岩　薫	西神看護師家政婦紹介所	兵庫県
岡本　美津子	西神看護師家政婦紹介所	兵庫県

功労者表彰受賞の喜びの声

㈱しろいし看護師家政婦紹介所・北海道

近 美津枝さん

起業のきっかけは、親しくしていた病院の総婦長さんから、患者の付き添いの方が不足して困っているというお話があったからです。36歳の時に初代から引き継ぎ、先輩の方々から学びながらこの仕事を続けてきました。介護保険ができてからは、それぞれのご家庭の状況や希望に合わせ、ふさわしい方を選び紹介していますので、お客様の感謝の声をいただくのが私の喜びです。今回の受賞に感謝し、励みとしてさらに人を育て地域や病院の期待に応えていきたいと願っています。

功労者表彰受賞の喜びの声

㈱北海サービス・北海道

北 寛さん

このたびは、栄誉ある会長表彰をいただきましたこと、大変うれしく、心より感謝申し上げます。私が職業紹介を継承して10年が過ぎ、こうしてなお事業を継続できたのは、お客様や家政婦（夫）さんに支えられ、現場のマネージメントを支えた職員や多くのご助言をいただいた先輩方、皆様のおかげであり、あらためて感謝申し上げます。昨今では、労働やサービスに対する考え方の変化も大きく、今後とも社会のニーズに適切に対応し、取り組んで参ります。

功労者表彰受賞の喜びの声

㈱トーリツ・東京都

柏倉 隆子さん

平成23年の3月からこの仕事をはじめ、職業紹介責任者としてお客様や家政婦（夫）さんたちと、泣き笑いを共にしながら取り組んできたことに間違いはなかったと、心から嬉しく感謝しております。この賞はお客様や家政婦（夫）さんたちと共に頂いた賞だと思っています。私たちの会社の経営理念は『やさしさと温かさをあなたに』です。お客様や家政婦（夫）さんからの様々な困りごとのご相談に対して問題解決できた時は大きな喜びを感じます。今後はさらにスキルアップをして、気持ちに寄り添った仕事を目指して参ります。

INFORMATION

新たな賠償責任補償制度のご案内

本誌4・5頁の社員総会会長挨拶のとおり、看家協会では、本年9月より特別会員の家政婦（夫）さんを対象に「家政婦（夫）賠償責任補償制度」を新設します。
新制度のあらましは次の通りですので、多くの家政婦（夫）さんに加入いただけるよう、説明、勧誘をよろしくお願いします。また、これにあわせて、公益財団法人介護労働安定センターの「ケア・ワーカー賠償責任補償」は８月をもって廃止されます。

補償内容について

家政婦（夫）さんが就労先で、物を壊したり、利用者にけがをさせるなどの事故を起こしたことにより損害賠償責任が発生した場合に、次のような補償が受けられます。

●対人事故
（けがをさせてしまった場合など）
最大 1億円

●対物事故
（物を壊してしまった場合など）
最大 1,000万円

●行方不明時使用阻害事故
（認知症やその疑いのある利用者が線路内に立ち入ったことなどにより損害が生じた場合など）
最大 1,000万円

●人格権侵害事故
（利用者から名誉棄損によって訴えられた場合など）
最大 300万円

●管理下財物事故
（使っていた道具を壊したり、預かったお金をなくした場合など）
道具の場合は 最大 1,000万円 ・ お金の場合は 最大 10万円

※上記の補償内容は介護労働安定センターによる現行のケア・ワーカー賠償責任補償制度と同じです。

保険料

月額240円（年額2,880円）となります。現行の制度より月額10円（年額120円）の引下げとなります。

加入手続き

加入を希望する家政婦（夫）さんは、現行のケア・ワーカー賠償責任補償制度と同様に、紹介所を通じて加入いただきます。

具体的なスケジュールとしては、**8月上旬**に「会員名簿 2023 年9月分」をお送りしますので、加入する特別会員の方の「賠責」欄に○印をつけるほか必要事項を記入してください。

特に、9月より特別会員にご入会いただき、新制度に加入される家政婦（夫）さんは、会員名簿の「特別会員名欄」に氏名をご記入いただいた上、「賠責欄」に○印をつけるほか必要事項を記入してください。

上記により記入した「会員名簿 2023 年9月分」を**8月18日まで**に看家協会に返送いただきます。

なお、特別会員へのご入会や新賠償制度への加入は、いつでもできます。入会又は加入される月の前月15日頃に当協会からお送りする「会員名簿 202○年○月分」にてお手続きください。

●新たな賠償責任補償制度のご案内

特例措置

介護労働安定センターから本年6月に関係紹介所宛てに照会のあった「ケアワーカー保険移行に伴う情報提供の同意書」に基づき看家協会に対し当該情報提供をすることに同意いただいた家政婦（夫）さんは、特例として、特別会員に「なる」「ならない」の如何にかかわらず新制度に加入できます。

この特例措置により新制度に加入申込みをされる家政婦（夫）さんについては、8月上旬に当協会から関係紹介所宛てにお送りする「家政婦（夫）賠責加入者名簿2023年9月分」の「賠責欄」に○印をつけるほか必要事項を記入して8月18日までに看家協会に返送いただきます。

※詳細については、7月中旬に会員紹介所宛てにお送りした新制度のパンフレット「（公社）日本看護家政紹介事業協会家政婦（夫）賠償責任補償」をご覧ください。

質問にお答えします

問1

会員である紹介所に求職登録している家政婦（夫）さんは全員が新しい制度に入れるのですか。

回答

特別会員の家政婦（夫）さんだけが入ることができます。
それ以外で特例措置として制度に入れるのは8月上旬に看家協会から関係紹介所宛てにお送りする家政婦（夫）賠責加入者名簿に掲載されている特例措置の対象者だけです。（上記の特例措置をお読みください。）
新規求職登録者など、この名簿に載っていない家政婦（夫）さんは、特別会員になった上で、加入していただくようお願いします。

問2

これまで旧制度に加入していた特別会員については、手続きなど変わるところはありますか。

回答

保険料が安くなるほかは、これまでと全く同じです。

問3

これまでは、加入手続きや保険料の払込み先が看家協会と全福サービスに分かれていましたが、今後はどうなりますか。

回答

加入手続きや保険料の支払いは、すべて看家協会を通じて行うこととなります。

問4

新たに特別会員に入会したうえで、賠償制度に加入する家政婦（夫）については、どのように手続きをすればよいですか。

回答

9月より特別会員にご入会いただき、新制度に加入される方は、8月上旬にお送りする「会員名簿 2023 年9月分」の「特別会員名欄」に氏名をご記入いただいた上、「賠責欄」に○印をつけるほか必要事項を記入して8月18日までにご返送ください。
なお、特別会員や新賠償制度へは、いつでもご入会、ご加入いただけますので、入会または加入される月分の会員名簿の「特別会員名欄」に氏名をご記入いただいた上、「賠責欄」に○印をつけるほか必要事項を記入して返送期限までにご返送ください。

今までの皆様のご指導ご協力に感謝し、家政士試験の推進で業界人材を育成して参ります。

(有)おおしま
代表取締役 **大島美代子**

令和 5 年の褒章において、はからずも黄綬褒章を拝受しましたことは、まことに光栄なことと感謝いたしております。ご推薦をいただきました厚生労働省、公益社団法人日本看護家政紹介事業協会様には、心より御礼申し上げます。

有限会社おおしまは平成 3 年に創業し 30 年を過ぎました。看護師（当時は看護婦）から転身し、当時お世話になったのは、一般社団法人日紹連茨城支部でした。

以来、上部団体の皆々様のご指導と、その時々の社員、会員の協力のもとに現在があります。本当に感謝の念で一杯です。

看家紹介業の過渡期を一緒に乗り越えた仲間の存在が、自己の成長と役割の大切さを教えてくれ、事業の継続と人材育成に注力することができました。

現在は、家政士の資格取得を推進することによって、家政士又はヘルパーとして自信と誇りを持って働ける職業にしていきたいと願っています。

多くの困難はありますが、紹介業の役割を、多くの人に知っていただき、業界発展のために微力ながら貢献して参りたいと思います。

今後とも皆様からのご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

コミュニケーション・テーブル
Communication Table

長く利用して家政婦(夫)の良さを知ってもらいたい

2020年1月に日本で初めての新型コロナ感染者が確認されてから3年が経ちます。コロナ問題は人口の多い都市部のみの問題ではなく、地方においても甚大な影響がありました。人々の生活様式までもが変わる中で、家事や介護サービスの業界では働き手と受け手の両者において様々な問題が生じ、紹介所ではその都度対処していくしか術もなく苦労の連続。そしてwithコロナ時代となり、コロナ禍で家政婦(夫)の仕事を休まれていた求職者が戻ってくれればよいのですが、経験値の高い家政婦(夫)は高齢な方(平均年齢75歳)が多く、これを機にお仕事を辞めてしまうといったケースが目立ちます。家政婦(夫)への需要は高まってきているのに対し、供給側の求職者確保が追い付かない状況が続いています。

また、求人にも変化があり、泊まり込み等の長時間の依頼は減り、単発で2時間前後の求人が増加しています。家政婦(夫)の良さは長く利用してもらうことで初めて感じてもらえることが多いのですが、短時間の利用だけで家政婦(夫)の質の良し悪しを判断されてしまうことがあり残念でなりません。家政婦(夫)の人柄など総合的に判断をしてもらうためには長く利用いただき、コミュニケーションを取り合いながら、その良さを感じていただきたいです。(投稿 K・Kより)

★皆様からの投稿をお待ちしています。(掲載文の執筆者には粗品進呈!)

お便りと今号のご感想・要望など看家協会事務局(E-mail: post@kanka.or.jp)まで、メールでお寄せください。また郵送の場合は協会(下記)までお送りください。

〒162-0064 東京都新宿区市谷仲之町3-2
公益社団法人 日本看護家政紹介事業協会　はなえみ投稿係

編纂委員会 (50音順、◎印委員長)
板井仁志、古賀道、渋谷洋子、◎清水保人、高橋和子、茂木芳枝
渡邉嘉子(編集顧問)

編集後記

新年度が始まりました。コロナ禍が続く中、タイパ(タイムパフォーマンス:時間対効果)の良い総会が開催されました。出席されていない方は、本号の総会特集をぜひ精読することをお勧めします。広報に関しては、昨年度に協会SNS(YouTubeや Twitter)が始動し、これまでの広報媒体に新たなインターネットを活用した情報発信が定着しつつあります。SNS広報として、安定的な運用ができるように、今後とも、強化していく所存です。その他、経費削減や効率的な事業運営のために、「広報媒体の電子化」も避けては通れないでしょうか。また、労働人口の減少も加速、ポストコロナを見据えても、人材の確保、育成は喫緊の課題です。家政士検定試験制度の活用、家政婦(夫)の賃上げ、労災保険の特別加入、会員増強などなど、いずれにしても、会員の皆様の理解と協力が欠かせません。協会、会員紹介所が一丸となって、取り組んでゆきたいものです。(編纂委員・古賀道)

カコさんとカンタさんのつぶやき
KAKO & KANTA

私たちはおひとり様の人生をサポートするプロフェッショナル!

- おひとりさまの老後というのが話題になっているね。
- 家族・子供や孫と一緒に住むことが好きな人もいるけど、独りの方が気楽でいいと考える人も少なくない時代なったわね。
- いろんな人の話を聞くと、介護が必要になる前から家事や食事のサポートを頼んでいると、介護が必要になった時に慌てなくてすむそうだよ。
- 相談できる人を持つことができるものね。もっと日頃から私たちの仕事や活動を、知らせていきたいわね。私はLINEの仲間に、求人ポスターを写メして送ってるわ。
- インターネットの情報は検索しないと出てこないけど、チラシや張り紙は、自然に目に入ってくる。QRコードを入れるのもいいね!
- 上手にサポートしてもらって暮らす人の例をマスコミがもっと取り上げてほしいな!

看家広報 はなえみ151号 Hanaemi Bimonthly151
2023年7月25日発行

発行 公益社団法人 日本看護家政紹介事業協会
〒162-0064 東京都新宿区市谷仲之町3-2
TEL 03-3353-4641
FAX 03-3353-4326
URL http://kanka.or.jp/
E-mail post@kanka.or.jp

制作会社: 株式会社ヒューマン・コミュニケーション研究所
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-7-14ライオンズ原宿402
研究室: 〒104-0045 東京都中央区築地2-15-10-1602
TEL: 03-3545-8038
E-mail: yoshiko.w@human-c-labo.net

公益社団法人 日本看護家政紹介事業協会
看家協会YouTubeチャンネルをどうぞご覧ください。